第１章第２節中「第64条第３項の製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等」を「第２条第７項の原子力施設」に改める。

第２章第１節１中「原子力災害対策・核物質防護課」を「緊急事案対策室」に改め、同節１⑵中「原子力事業者（原災法第２条第３号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）、」を削り、同節２⑴中「、原子力防災専門官」を「、原子力防災専門官等」に、「原子力災害対策・核物質防護課原子力防災専門官」を「総務課原子力防災専門官及び第10条第２項第３号の監視情報課上席放射線防災専門官」に改め、同節２⑵①中「原子力事業者」を「原子力事業者（原災法第２条第３号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）」に改め、同節２⑵の次に次のように加える。

⑶　上席放射線防災専門官の事務

上席放射線防災専門官は、次に掲げる事務を行う。

①　原子力施設周辺等の緊急時モニタリングの実施に関する専門的事項についての関係地方公共団体との連絡・調整や、緊急時モニタリングに係るシステムの点検・管理等に関すること。

②　その他緊急時モニタリングに関する事務を総括すること。

本計画における具体的な業務は以下のとおりとする。

・関係地方公共団体その他の関係機関との連絡体制の整備

・平素における措置の推進（関係地方公共団体等との平素からの調整等）

・この計画の見直しに伴う原子力規制事務所の体制及び業務内容等の見直し

・その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務

第２章第１節３を削る。

第２章第１節４⑴中「総務課」を「緊急事案対策室」に改め、同節４⑵及び４⑶中「原子力災害対策・核物質防護課」を「緊急事案対策室」に改め、同節４を同節３とし、同節５中「原子力災害対策・核物質防護課」を「緊急事案対策室」に、「総務課」を「緊急事案対策室」に改め、同節５を同節４とし、同節６中「原子力災害対策・核物質防護課」を「緊急事案対策室」に改め、同節６を同節５とし、同節７中「原子力災害対策・核物質防護課」を「緊急事案対策室」に改め、同節７を同節６とする。

第３章第２節２及び３中「、地方放射線モニタリング対策官事務所、」を削る。

第３章第２節３中「、地方放射線モニタリング対策官事務所」を削る。

第３章第３節２⑵①中「国民保護対策本部」を「事態対策本部」に改め、同節２⑵③中「（原子炉等規制法第64条第３項に規定する施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等をいう。以下「原子力施設」という。）を除く。）」を削り、「核原料物質」を「核燃料物質等、核原料物質」に改め、同節２⑵⑤中「③」の下に「及び⑤」を加え同節２⑵⑤を同節２⑵⑥とする。

第３章第３節２⑵④の次に次のように加える。

⑤　警報の発令の対象となった地域内に発電用原子炉を設置する原子力事業者に対し、直ちに原子炉の運転停止を命ずるものとする。また、地域を定めずに警報が発令されたときは、状況に応じ必要と認める発電用原子炉の運転停止を命ずるものとする。

なお、武力攻撃予測事態においても、原子力規制委員会は、状況に応じ、必要と認める発電用原子炉の運転停止を命ずるものとする。

第３章第４節１中「原子力災害対策・核物質防護課、原子力規制事務所及び地方放射線モニタリング対策官事務所」を「緊急事案対策室及び原子力規制事務所」に改める。

第４章第２節５⑶中「原子力施設事態即応センター及び武力攻撃現地対策本部」を「武力攻撃現地対策本部、緊急時モニタリングセンター、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び武力攻撃事態等現地対策本部等」に改め、同節６中⑵を⑶とし、⑴を⑵とし、同節６⑴として次のように加える。

⑴　事態対策本部への職員の派遣体制の整備

原子力規制委員会は、武力攻撃原子力災害が発生した場合に事態対策本部に所要の職員を派遣できるよう、平素から体制の整備を行う。

第４章第４節２⑴①中「武力攻撃原子力災害対策本部」を「国民保護本部」に、「原子力災害対策マニュアルの定めに準じて」を「国民の保護に関する基本指針に示す関係省庁マニュアルの定めにより」に、「武力攻撃現地対策本部」を「武力攻撃現地対策本部等」に、「原子力保安検査官」を「原子力運転検査官」に改め、同節２⑴②中「にあっては、統括原子力保安検査官及び原子力保安検査官を緊急時対策所へ派遣し」を「の緊急時対策所に派遣された統括原子力運転検査官及び原子力運転検査官は」に、「確認させ」を「確認し」に、「武力攻撃現地対策本部」を「武力攻撃事態現地対策本部等」に、「報告させる」を「報告するものとする」に改め、同節２⑵の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同節２⑵①を削り、同節２⑵②中「武力攻撃原子力災害対策本部」を「国民保護本部」に改め、同節２⑵②を同節２⑵①とし、同節２⑵中③を②とし、④を③とする。

防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防衛省及び防衛装備庁の国民の保護に関する計画（防衛省・防衛装備庁国民保護計画）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定により公表する。

平成29年12月22日

防衛大臣　小野寺五典

防衛装備庁長官　鈴木　良之

防衛省・防衛装備庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

総則２⑻中「、航空方面隊司令官、航空混成団司令その他の部隊等の長」を「及び航空方面隊司令官」に改める。

第２章第２節３⑵①ウ中「又は航空混成団司令（以下「航空方面隊司令官等」という。）」を削る。

第２章第２節３⑵①エ及び②ア中「（市町村については航空自衛隊における航空方面隊司令官等以外の部隊等の長を除く。）」を削る。

第３章第１節２並びに同章第２節１⑶①及び⑷②中「航空方面隊司令官等」を「航空方面隊司令官」に改める。

別紙１陸上幕僚監部の項中「運用支援・情報部」を「運用支援・訓練部」に改める。

別紙２を次のように改める。

（別紙２）

武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長

区　域	区分	部隊等の長名及び窓口	所　在　地	電　話　番　号
北海道	陸自	北部方面総監 （総務部）	〒064－8510 札幌市中央区南26条西10丁目	（011）511－7116 内線2311 （当直2576）
	海自	大湊地方総監 （防衛部）	〒035－8511 むつ市大湊町４－１	（0175）24－1111 内線2224 （当直2222）
	空自	北部航空方面隊司令官 （防衛部）	〒033－8604 三沢市後久保125－７	（0176）53－4121 内線2354 （当直2204）